

広島県告示第九百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年十月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務 所 在 地	事業所の 名 称	事業所 の 在 地	廃止年月日
特定非営利活動 法人結いの会	呉市音戸町波多見 六丁目四番三号	特定非営利活動 法人結いの会訪 問介護事業所	呉市音戸町藤脇一 丁目一八番三号	平成二十三年九 月一六日